

名古屋市中小企業振興会館 指定管理者募集要項

目 次

1	対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・	4
3	指定管理者が自主事業として実施することができる業務・・・・・・・・	4
4	指定管理者の指定の予定期間・・・・・・・・	4
5	選定に参加する者に必要な資格・・・・・・・・	4
6	管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	管理運営業務に従事する者の配置の基準・・・・・・・・	8
8	指定管理にかかる経費・・・・・・・・	9
9	管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲・・	12
10	指定管理者公募に関するスケジュール・・・・・・・・	14
11	募集要項等の公開及び申請方法等・・・・・・・・	14
12	申請書類・・・・・・・・・・・・・・・・	15
13	申請に関する留意事項・・・・・・・・	16
14	質問の受付と回答・・・・・・・・	17
15	選定及び指定手続き・・・・・・・・	17
16	審査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	19
17	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	19
18	指定の取消し等・・・・・・・・	19
19	団体における法人格変更への対応・・・・・・・・	20
20	暴力団関係事業者の排除・・・・・・・・	20
21	暴力団の施設利用における措置・・・・・・・・	20
22	指定管理者の管理運営状況の点検・評価・・・・・・・・	21
23	市監査委員等による監査・・・・・・・・	21
24	原状回復義務・・・・・・・・	21
25	業務の引継ぎ・・・・・・・・	22
26	問合せ先・・・・・・・・	22

名古屋市中小企業振興会館 指定管理者募集要項

名古屋市中小企業振興会館条例（昭和58年名古屋市条例第26号。以下「条例と
いう。」）第10条第1項の規定により、名古屋市中小企業振興会館（以下「振興会
館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設

- (1) 名称 名古屋市中小企業振興会館
- (2) 所在地 名古屋市千種区吹上二丁目 6番 3号
- (3) 設置目的 中小企業の振興及び産業貿易の促進並びに市民福祉の向上を
図るため
- (4) 業務内容 見本市、展示会等のためのホール、展示場、会議室及び附属施
設等の貸出業務
- (5) 開設年月 昭和58年10月
- (6) 敷地面積 28,172㎡
- (7) 施設概要

施設名	構造	延床面積	備考
会館棟	SRC造地下1階地上9階	11,170㎡	
ファッション 展示場棟	RC造地下1階地上2階	5,366㎡	
大展示場棟 (吹上ホール)	RC造地上1階	8,000㎡	
合計		24,536㎡	

(8) 利用料金を徴収する施設

ア 展示施設、集会施設及び駐車場（以下「施設」という。）

施設名		展示面積等	概要等
展 示 施 設	吹上ホール	5,327㎡	床：コンクリート舗装、床荷重： 5 t /㎡、天井高：11.5m
	第1ファッション 展示場	1,838㎡	分割使用可能（東 925.8㎡＋西 912.2㎡）、床：長尺ゴムシー ト、床荷重：1 t /㎡、天井 高：5m
	第2ファッション 展示場	915㎡	分割使用可能（東 553.5㎡＋西 362.2㎡）、床：カーペット、床荷 重：300 kg/㎡、天井高：3.2m

集 会 施 設	メインホール	430席	床：カーペット、車椅子スペース 6席
	展望ホール	425m ²	分割使用可能（各室 212.5 m ² ）、床カーペット、利用人数 200人
	第 1 会 議 室	82m ²	定員 20人
	第 2 会 議 室	92m ²	定員 45人
	第 3 会 議 室	183m ²	定員 144人（区画しない場合 144人、区画する場合72人）
	第 4 会 議 室	82m ²	定員 36人
	第 5 会 議 室	30m ²	定員 18人
	第 6 会 議 室	41m ²	定員 16人
	第 7 会 議 室	180m ²	定員 144人（区画しない場合 144人、区画する場合72人）
	第 8 会 議 室	30m ²	定員 18人
	第 9 会 議 室	41m ²	定員 16人
	第 10 会 議 室	85m ²	定員 14人（和室）
	駐 車 場	200台	展示搬出搬入用駐車場、中小企業振興会館地下 1階駐車場等を除く

イ 事務室

使 用 者	使用面積
(公財)名古屋産業振興公社	431m ²
(公財)名古屋市中小企業共済会	133m ²
(公財)名古屋市小規模事業金融公社	435m ²
名古屋商工協同組合協会	28m ²
名古屋伝統産業協会	14m ²
名古屋中小企業振興会	14m ²
名古屋市技能職団体連合会	14m ²
愛知労働局	52m ²

備考 1 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則

第50号。以下「規則」という。) 第 7条第 2項による端数処理(四捨五入)により使用面積を算出します。

- 2 振興会館 6階の中小企業振興課となごやジョブサポートセンター(愛知労働局使用面積を除く。)については、名古屋市(以下「市」という。)の公所であるため、利用料金徴収対象外です。

(9) 利用料金を徴収する附属設備

分 類	品 目
音 響 設 備	テープレコーダー・コンパクトディスクプレーヤー卓
	ダイナミックマイクロホン
	ワイヤレスマイクロホン
照 明 設 備	シーリングスポットライト
	サイドスポットライト
	センターピンスポットライト

(10) サービス施設

利用者のサービス向上のため、次のサービス施設を運営してください。

施 設 名	場 所	台 数 等
自 動 販 売 機	会館棟他	20台程度
公 衆 電 話	会館棟	電話機1台
コインロッカー	会館棟	1.63㎡
キッズルーム	会館棟	60.3㎡
A E D (自動体外式除細動器)	会館棟他	2台 (1台は市が負担)

備考 1 サービス施設については、指定管理者の指定とは別に、市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行い、許可を受けるとともに、使用料を納付してください。

なお、自動販売機については、市有地及び建物の一部貸付契約により、設置することができます。設置にかかる貸付料は1台あたり、原則として月額18千円(年額216千円)とします。

- 2 サービス施設で実施する事業に伴う収入の取扱は、協定書において定めるものとします。事業計画書に、サービス施設の運営に関する提案を記述してください。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の供用等に関する業務

ア 施設の供用のため、施設及び附属設備の使用申込の受付、使用許可等に関する業務（ただし、工事等の都合により、市との協議が必要になる場合があります。）

イ 施設及び附属設備の利用料金並びに施設の使用（目的外使用を含む）にかかる電気、ガス、水道の料金その他の料金で、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの（以下「光熱水費等弁償金」という。）の徴収等に関する業務

(2) 施設の維持管理及び修繕に関する業務（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）

(3) 事業計画書及び収支予定書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出に関する業務（市は必要に応じて随時報告書等の提出を求めます。）

(4) 管理運営状況の点検・評価及び利用者満足度調査等の業務

(5) 指定期間終了にあたっての引継業務

(6) 災害や事故における対応業務

(7) 振興会館の利用促進に関する業務

(8) 利用者サービスの向上に関する業務

(9) その他管理運営に必要な業務

3 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

自主事業とは、施設の設置目的に合致し、施設の利用促進につながることを目的として、「2 指定管理者が行う業務の範囲」以外で実施することができる業務のことです。ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、本市の承認が必要です。自主事業にかかる経費（貸施設を利用する利用料金、その他実施に係る経費）は自己負担です。指定管理の業務と自主事業は収支を区分してください。

なお、自主事業に利益が見込まれる場合は、その還元策についても併せて提案してください。

4 指定管理者の指定の予定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日（5年間）

5 選定に参加する者に必要な資格

(1) 申請資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、

次の要件を満たす団体であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 中小企業等協同組合法（平成24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本募集に参加しようとする者でないこと。
 - カ 本募集の公告の日から指定管理候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本募集の公告の日から指定管理候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
 - キ 法人税、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）、法人市町村民税、固定資産税を滞納していないこと。
 - ク 直近決算において債務超過でないこと。
 - ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
 - コ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。
 - サ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置の対象法人等でないこと。
- (2) グループによる申請
- ア グループにより申請する場合は、代表団体を定めてください。（他の団体は当該グループの構成員とします。）
 - イ グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申

請することはできません。

ウ グループの構成員すべてについて、上記(1) のいずれにも該当しない団体である必要があります。

エ 代表団体及びグループの構成員の申請後の変更は、原則として認めません。

6 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び振興会館の設置目的に沿った管理運営

関係法令等、条例、規則、市と締結する協定書等を遵守し、振興会館の設置目的に沿った管理運営を行ってください。

(2) 施設及び事務室の使用時間

ア 展示施設の使用時間

区分	全 日	午 前	午 後
時間	午前 0時から 午後12時まで	午前 0時から 正午まで	正午から 午後12時まで

備考 午後9時30分以降は搬出入のみの使用に限ります。

イ 集会施設の使用時間

区分	時 間	区分	時 間
午前	午前 9時から正午まで	午前 午後	午前 9時から午後 4時30分 まで
午後	午後 1時から午後 4時30分 まで	午後 夜間	午後 1時から午後 9時30分 まで
夜間	午後 5時30分から午後 9時 30分まで	1日	午前 9時から午後 9時30分 まで

ウ 事務室の使用時間

終日（午前 0時から午後12時まで）

(3) 休館日（事務室を除きます。）

12月29日から翌年の 1月 3日まで

ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではありません。

(4) 情報の保護等

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第64条並びに名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の 2第 1項の規定により、情報の保護及び管理並びに公開のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護、管理及び公

開並びに情報漏えい時の公表等に関する事項については、市の基準に基づき、協定の定めるところにより遵守するものとします。

(5) 業務の委託

指定管理者にかかる業務の一部を第三者へ委託する場合、事前に市の承認を得、かつ当該第三者へ適切な監督指導を行ってください。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

また、委託先の団体の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は全て指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(6) 管理用カメラの管理及び運用

本施設は、管理用カメラを設置された施設であるので、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」(平成19年 9月10日施行)に従い、管理用カメラを管理及び運用するものとします。

(7) 備品（附属設備を含む）に関する事項

ア 市が指定する備品（附属設備を含む）については、市が無償で貸与します。

イ 市が指定する備品（附属設備を含む）のほか施設利用者サービスのため、必要となる備品については指定管理者で用意できるものとします。

ウ 上記により指定管理者が用意した備品等については、施設利用者から使用料を徴収することができるものとします。

エ 8(3)の備品購入費により購入する備品の所有権は、市に帰属します。また、購入に際しては、市と協議するものとします。

(8) 災害及び事故における対応業務

ア 災害への対応業務

(イ) 予防段階

- a 防災及び災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施すること。
- b 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築すること。
- c 施設や設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。

(イ) 発生又は発生する恐れがある段階

- a 施設の供用時間内外に関わらず、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立すること。
- b 利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行うこと。
- c 災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、

損失及び増加費用を最小限にするよう努めること。

- d 状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、警察署、消防署、医療機関等の関係機関（以下「関係機関」という。）や地域団体等とも協力して対応にあたること。
- e 市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力すること。
- f 本施設は、愛知県の広域物資輸送拠点及び本市の大規模風水害時における広域避難施設に指定されているので、災害発生時には各役割に準じて災害応急活動へ協力すること。その他、災害応急活動への協力を求められた場合は、指定避難所等の運営等に準ずるなどして、協力するよう努めること。

イ 事故への対応

(ア) 予防段階

- a 救急法、応急措置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底を図り必要に応じて研修を行うこと。
- b 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築すること。
- c 施設や設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。

(イ) 発生段階

- a 利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速な対応を行うこと。
- b 直ちに市及び関係機関等に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたること。

ウ 感染防止対策

別添の「中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守し、適切な感染防止対策等を講じてください。

7 管理運営業務に従事する者の配置の基準

- (1) 開館時間中は、原則として事務室に常時 3名以上配置し、受付・相談等の業務を適切に行うことのできる人員体制としてください。
- (2) 管理運営業務に従事する者のうち統括管理責任者（館長）として管理運営業務に専従する者 1名を置いてください。
- (3) 消防法（昭和23年法律第 186号）に規定する甲種防火管理者及び防災管理者並びに自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者を置いてください。
- (4) 第三種電気主任技術者の有資格者を置いてください。

- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の有資格者を置いてください。
- (6) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー管理員を置いてください。

8 指定管理にかかる経費

(1) 収入

施設、事務室及び附属設備の利用料金並びに光熱水費等弁償金は、指定管理者の収入になります。

(2) 利用料金等の設定

施設及び附属設備の利用料金は、条例及び規則に定める利用料金の基準額に 0.7から 1.3を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めます。ただし、事務室の利用料金は、条例及び規則に定める額とします。

また、令和 5年 3月31日までに使用申請を受理されたものに対する利用料金は、令和 5年 4月 1日以降の使用分であっても現在の使用料の規定が適用されますので、収入の算定にあたっては注意してください。なお、条例及び規則の改正により上記利用料金の基準額及び利用料金を変更する場合があります。利用料金の基準額が変更になった場合は改めて協議します。

光熱水費等弁償金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

現在の利用料金については、名古屋市中小企業振興会館のホームページ利用料金一覧等を参照ください。

(3) 管理経費

ア 管理経費の精算

管理経費は、精算対象経費を除き精算しません。修繕費及び備品購入費については、精算対象経費とします。精算対象経費は、収支計画には含めないでください。

精算対象経費の具体的な精算方法及び時期は、年度協定書において定めま

イ 市への納付

振興会館の管理経費については、その収支状況等に鑑み、指定管理料は支払いません。また、収入額のうち一定額を納付金として、四半期毎に市に納付していただきます。市に納付すべき金額の平成30年度～令和2年度の実績は、8(7)を参照してください。

ウ 事業所税（資産割）

対象施設の収支計画における支出総額（事業所税にかかる金額を除く。）に対する利用料金の収入が 5割を超える場合、指定管理者が事業主体とみなされ、当該指定管理者に対して事業所税（資産割）が課税されます。（平成 17年総務省通知「納税市第59号」）

エ 会計年度

管理運営経費及び利用料金収入については、市の会計年度（4月 1日から翌年 3月31日まで）ごとに区分すること。なお、利用料金収入は、原則として、施設利用が発生する日に属する年度に計上し、次年度以降の利用にかかる前渡金収入等が発生した場合は、利用する日の属する年度に計上するものとする。

(4) 管理口座

管理経費及び利用料金収入については、それぞれ団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(5) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

ア 令和 5年 3月31日までに入金された利用料金で、かつ令和 5年 4月 1日以降に利用日が到達するものについては、指定期間開始後、現在の指定管理者から証拠書類を添えて支払われます。（回数駐車券は除く。）証拠書類の点検は指定管理者自らの責任で行ってください。

イ 令和10年 3月31日までに利用料金として入金されたもので、かつ令和 10年 4月 1日以降に利用日が到達するものについては、指定期間満了後令和10年 4月 1日以降の指定管理者にすみやかに収入証拠書類を添えてお支払いください（回数駐車券は除く。）。

(6) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の管理運営経費に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も管理運営経費に反映されます。）。また、その際、初年度の人件費（自主事業に係る経費を除く）の1.0%までの金額は、指定管理者等の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という。）

指定管理者の公募にあたり、申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細について、「指定管理者制度における賃金スライ

ド制度運用の手引き」をご参照ください。

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載)

(7) 参考

過去 3年間の指定管理者の収支状況

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度 (※)	令和 2年度 (※)
収入	利用料金	414, 550	358, 368	170, 329
	光熱水費等弁償金	70, 940	64, 051	40, 609
	その他	113, 980	98, 356	59, 409
	精算対象経費	46, 762	46, 919	47, 695
	合計	646, 232	567, 694	318, 042
支出	納付金	332, 675	253, 440	45, 674
	精算対象外経費	254, 039	256, 513	224, 673
	監理運営費等	192, 192	196, 633	184, 295
	光熱水費	61, 847	59, 880	40, 378
	精算対象経費	46, 762	46, 919	47, 695
	合計	633, 476	556, 872	318, 042

※ 令和元年度及び令和 2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収補填として納付金を減額

過去3年間の主要施設の年間利用日数及び利用率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吹上ホール	269日 (76.9%)	248日 (70.9%)	121日 (39.2%)
第1ファッショ ン展示場	255日 (72.9%)	237日 (67.6%)	82日 (27.2%)
第2ファッショ ン展示場	226日 (64.6%)	233日 (66.6%)	73日 (24.3%)
展示施設計	750日 (71.4%)	718日 (68.4%)	276日 (30.3%)
メインホール	143日 (40.9%)	2日 (-) (※)	44日 (14.6%)
展望ホール	175日 (50.0%)	8日 (-) (※)	72日 (23.9%)
会議室 (10室)	2, 211日 (79.0%)	2, 051日 (73.3%)	1, 245日 (40.0%)

集会施設計	2,529日 (72.3%)	2,061日 (73.3%)	1,361日 (40.0%)
-------	-------------------	-------------------	-------------------

※ 天井脱落対策工事のため、メインホール及び展望ホールの利用を休止
(メインホールは349日、展望ホールは329日)

9 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 市が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、市が直接執行します。

ア 施設の大規模修繕（原形を変えずる修繕及び模様替）

イ その他指定管理者との協議により定める事項

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合又は当該施設が損傷した場合は、指定管理者が損害賠償責任を負うものとします。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対して賠償した場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償することができるものとします。

(3) 協議により定める事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について市と協議するものとします。なお、指定管理業務に係る責任分担の基本的な考え方は、以下のとおりです。

項 目	内 容	責任負担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの（工事による場合を除く）	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備に関するもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○

需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民等への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎ	業務の引継ぎにかかる費用		○

(4) 保険等の加入

指定管理者は、自らのリスクに対応して、必要な損害賠償責任保険等に加入する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(5) その他の費用負担

選定された団体が名古屋市議会による指定の議決を得られなかった場合や、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

施設の老朽化のため、空調・屋根・壁面・エレベーター・電気設備等の修繕工事が発生し、施設等の貸止めが想定されます。貸止め期間の利用料金等の減収について、原則、市は補償しないものとします。

令和 5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことが困難であり、事業計画書・収支計画書については、感染状況が落ち着いており、かつ施設の利用制限はないとの前提で作成して下さい。なお、国の緊急事態宣言に基づく愛知県知事からの要請等により施設の使用を停止した影響で利用料金収入が大きく減少した場合には、名古屋市と指定管理者の協議により必要な範囲で金額を精査し、所要額を補填する場合があります。

10 指定管理者公募に関するスケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和 4年 7月 4日（月）	募集要項等の公表
7月11日（月）	質問の受付開始
7月11日（月）	施設見学会の受付期限
7月14日（木）	施設見学会
7月19日（火）	質問の受付期限
7月26日（火）	質問の回答期限
8月 8日（月）～ 10日（水）	申請書の受付
9月12日（月）	選定委員会の開催（ヒアリング審査）
9月下旬	選定結果の通知および指定管理者候補者の公表
令和 5年 3月 上旬	指定管理者の指定
3月 下旬	指定管理者の協定締結
4月～	指定管理者による指定開始

11 募集要項等の公開及び申請方法等

(1) 募集要項等の公開

募集要項等は令和 4年 7月 4日（月）から、名古屋市公式ウェブサイトにて公開いたします。

(2) 募集説明会及び現地見学会の開催

ア 日時

令和 4年 7月14日（木）午後 2時00分から午後 3時45分まで

イ 会場

名古屋市中小企業振興会館 4階 第 2会議室

ウ 参加申込

名古屋市中小企業振興会館募集説明会及び現地見学会参加申込書（様式 19）により、令和 4年 7月11日（月）午後 5時（必着）までに電子メールで「26 問合せ先」まで申し込んでください。申し込んだ場合は、電話にて担当者へ到着の有無を確認してください。参加者は、1申請者（グループ）につき 3名以内とします。

なお、指定管理者の申請を行う団体は必ず募集説明会及び現地見学会に参加してください。不参加の場合、応募できませんのでご注意ください。当日は募集要項及び申請書を配布しません。必要な方は各自持参してください。

(3) 指定管理者指定申請の受付

ア 受付期間

令和 4年 8月 8日（月）から10日（水）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）

イ 受付場所

(ア) 持参される場合

令和 4年 8月 8日（月）までに電話連絡のうえ、「26 問合せ先」までお持ちください。

(イ) 郵送される場合

令和 4年 8月 8日（月）までに電話連絡のうえ、「26 問合せ先」の住所まで郵便書留にて送付してください。（締切日必着）

12 申請書類

以下のとおり、必要な書類（グループによる申請の場合、1、5及び6以外については、構成員すべての分）及び正本の一式をPDFデータ化したCD-ROMを提出してください。ただし、提出書類4については、PDFデータとあわせて、Excelデータで出してください。提出書類は、A4サイズ縦長、横書き、両面刷りとします。

なお、申請者は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとします。

	提出書類	様式	提出部数	
			正	副
1	名古屋市中小企業振興会館指定管理者指定申請書	別記様式	1	12
2	宣誓書	様式1	1	12
3	団体の概要	様式2	1	12
4	指定管理者申請団体 代表者等名簿（愛知県警察本部提出資料）	様式3	1	12
5	協定書兼委任状（グループ申請の場合）	様式4	1	12
6	事業計画書一式	様式5～17	1	12
7	対象人件費等計算書	様式18	1	1
8	定款又は寄附行為及び登記事項証明（法人以外の団体にあたっては、これらに相当する書類）	任意	1	1
9	法人又は団体のパンフレット	任意	1	1
10	申請書類を提出する日の属する事業年度の事	任意	1	1

	業計画書及び過去 3年間の事業報告書			
11	(1)「5選定に参加する者に必要な資格(1)申請資格キ」に示した税目に関する過去 3年間の納税証明書（滞納がない旨の証明でも可） (2)過去 3年間の貸借対照表及び損益計算書等決算書（会社以外の団体にあつては、これらに相当する書類）	任意	1	1

選定結果公表後に提出（候補者に選定された団体のみ）

	提出書類	様式	提出部数
12	提案の概要	様式21	1

13 申請に関する留意事項

- (1) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとします。
- (2) 選定の公平性を高める観点から、副本において、申請団体の称号及び名称、代表者名、資本関係等、団体名等が特定できるような表示や表現は行わないでください。
- (3) 申請は 1団体につき 1つのみとし、複数の申請はできません。
- (4) 市から指示があった場合を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (5) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 令和 5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことが困難であり、事業計画書・収支計画書については、感染状況が落ち着いており、かつ施設の利用制限はないとの前提で作成して下さい。
- (7) 市は、令和 8年の第20回アジア競技大会（以下「アジア競技大会」という。）の開催地として決定され、吹上ホール、第1ファッション展示場及び第2ファッション展示場については、競技会場等として予定されています。使用期間等含め詳細はまだ決まっていないため、積算にあたっては、通常時と同様の維持管理運営を行うものとして計画し、提案してください。

また、アジア競技大会に引き続き第 5回アジアパラ競技大会（以下「アジアパラ競技大会」という。）の開催も決定されているため、今後、アジアパラ競技大会の競技会場等となる場合があります。

アジア競技大会、アジアパラ競技大会の開催による影響があった場合は、別途、市と協議を行うものとします。

- (8) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は失格となります。
- (9) 申請後に辞退する場合は、書面にて申し出てください。
- (10) 申請書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表します。
- (11) 市が必要と認める場合は、追加書類を提出してください。
- (12) 申請者が選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (13) 募集説明会の申し込みや質問事項の提出等における電子メールの送信にあたっては、送信者の責任により市への受信確認を行ってください。電子メールの送受信にかかるトラブル等については、市はその責任を負いません。

14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、令和 4年 7月11日（月）午前10時から令和 4年 7月 19日（火）午後 5時までに電子メールにて、質問票（様式20）を提出してください。来庁及び電話等による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者及び募集説明会の参加者に対し、令和 4年 7月26日（火）までに電子メールにて回答します。

15 選定及び指定手続き

(1) 審査の方法

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 8 条に基づいて設置する「名古屋市経済局指定管理者選定委員会」において、指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。なお、すべての申請者が一定の基準を満たさない場合は再度公募します。

ア 委員会の構成

委員名	役 職
黒田 達朗	相山女学園大学現代マネジメント学部 現代マネジメント学科 教授
北川 ひろみ	弁護士
新山 寛晃	中小企業診断士
二村 友佳子	公認会計士・税理士
南田 あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱ 主任研究員

なお、委員が申請者と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、当該委員はすべての申請者に係る審査に参加できないこととします。

イ 審査（令和 4年 9月12日（月））

委員会による申請者に対するヒアリング等を実施し、候補者及び次点候補者を選定します。なお、ヒアリング等の時間につきましては、後日連絡いたします。

- a 各委員の得点（100点満点）の合計点（委員 5名の場合、500点満点）が最も高い申請者を指定管理者の候補者とし、次に合計点が高い申請者を次点候補者とする。

なお、各委員の得点の合計点が満点の1/2以上（委員 5名の場合、250点以上）の点数を得た申請者の中から指定管理者の候補者及び次点候補者を選定する。

- b 審査項目「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力」の各委員の得点の合計点が満点の1/2未満（委員 5名の場合、87.5未満）の場合には、選定委員会の合議により候補者及び次点候補者に選定しないことができる。

- c 各委員の得点の合計点が同点になった場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。

ウ 選定結果の公表

選定結果は、すべての申請者に書面によりお知らせするほか、市公式ウェブサイトで公表します。なお、公表内容には、委員会における審議の議事要旨等、候補者の提案の概要及びすべての申請者の名称、総得点及び審査基準ごとの得点内訳が含まれます。

(2) 指定手続き

- ア 市は、地方自治法第 244条の 2第 6項の規定に基づき、名古屋市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

- イ 指定管理者の指定を受けた者が、提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うにいたった場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取消することができるものとします。

- ウ 候補者は、市との優先交渉権を有しますが、提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、交渉の過程において協議が成立しない場合、その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事

情が生じた場合は、市は、次点候補者と協議を行い、候補者とします。

16 審査の基準

指定管理者の選定は、条例第10条第 3項に定める基準に照らし、事業計画書等の内容を基に、別表「審査基準及び配点」により行います。

17 協定の締結

指定管理者は、次の事項について、市と協議の上で協定を締結します。

(1) 基本協定書

- ア 指定期間に関する事項
- イ 使用の許可及び使用料の徴収等に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 管理運営業務の具体的な内容
- オ 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- カ 指定管理者が市へ納付すべき経費に関する事項
- キ 個人情報の保護のために講ずる措置の内容
- ク 情報公開に関する事項
- ケ 市又は指定管理者が、費用及び危険を負担する範囲
- コ 施設の利用者等の苦情解決の措置の概要
- サ 災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関する事項
- シ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ス 事業計画書に記載された事項
- セ 提出資料
- ソ 管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施
- タ 指定期間終了による業務の引継ぎ
- チ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 基本協定から変更がある場合は当該変更内容
- イ 年度ごとに内容が変わる業務
- ウ 当該年度の市に納付する金額及び支払い方法の詳細
- エ その他市長が必要と認める事項

18 指定の取消し等

(1) 指定の取消し及び業務停止命令

市は、指定期間中に指定管理者が以下の事項に該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる

ことができます。

ア 指定管理者が条例、規則、協定及び関係法令に違反したと市が判断したとき。

イ 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき。

ウ 指定管理者が、業務の履行にあたり、市の指示に従わず、又は市の職員の職務の執行を妨げたとき。

エ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき。

オ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と市が判断したとき。

カ 当該施設を公の施設として廃止するとき。

キ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

(2) 違約金等

(1)に基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として市に納付するものとし、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても市はこれを負担しないものとします。

19 団体における法人格変更への対応

団体の法人格が変更される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行うものとします。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

20 暴力団関係事業者の排除

市は、指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者を排除しており、合意書に基づき、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行います。

21 暴力団の施設利用における措置

暴力団の排除措置を講ずる公の施設について、暴力団の利益となる活動と認

められる施設利用の排除を徹底するため、指定管理者は以下の事項に留意するものとします。

(1) 愛知県警察本部長との合意書

市では、公の施設における暴力団の利益活動の排除に向け、名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書（平成24年 3月30日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしています。

(2) 事務処理マニュアル

上記(1)の合意書に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとし、具体的には、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある利用申請があった場合は、市を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、その利用申請に対して不許可処分を行います。

22 指定管理者の管理運営状況の点検・評価

市は、指定管理者の管理運営状況について点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、次期選定に活用します。評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、協定締結時に示します。

23 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合は、指定管理者は、当該監査に誠実に対応し、また監査の結果、指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとるものとします。

24 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでください。ただし、下記に該当する場合は、これによらないこともできるものとする。

(1) 原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合

(2) 原状に回復する必要がないと市が判断した場合

- (3) 次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合

25 業務の引継ぎ

業務の開始前に現在の指定管理者から必要な引継ぎを受けてください。また、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。次の指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行ってください。なお、引継ぎに要する経費は原則として、現指定管理者の負担とします。

26 問合せ先

名古屋市経済局産業労働部産業企画課産業企画係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2412

ファックシミリ番号 052-972-4136

電子メール a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp

審査基準及び配点

条例上の基準	対応する事業計画書等 (数字は様式番号)		審査のポイント	配点 ※1
市民の平等利用が確保されること（10）	施設の平等利用	5	市民の平等利用の確保が確実に達成されるか	5
	要望等への対応	6	要望(苦情)対応と再発防止策が図られているか	5
事業計画書の内容が、振興会館の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること(45)	設置目的等	7	設置目的にあった利用者サービスの向上が図られるか	5
		8	地域（近隣住民等）への配慮がなされているか	5
		8	関係行政機関との十分な調整を行い、円滑な運営を図ることが可能か	
	提案事業	9	設置目的及び市の産業振興施策を理解しているとともに、市の産業振興施策を支援する能力を有しているか	5
		9	提案事業は、実現可能性があり設置目的及び市の産業振興施策の推進に寄与するものであるか	5
		10	周辺の交通対策を踏まえた駐車場利用の提案がなされているか	5
	収支計画	11-1	施設の稼働率及び収入の目標が実績と比べ適切か	5
		11-1～3	利用料金や納付金の設定は適切であり、収支計画の実現可能性があるか	5
		11-3	納付金※2	5
		※3	法人等の財務状況は健全か。また指定期間中、確実に事業を継続することが可能な財政的体力があるか	5
指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること(35)	監理運営能力及び職員体制	12-1	必要な資格、経験年数等を有する職員の配置、職員の指導育成及び研修体制は十分に確立されているか	5
		12-2	当該施設を含む同種・類似施設における管理運営実績はあるか	5
		12-2	ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍の推進、障がい者雇用の促進、環境保全などに取組んでいるか	5
	維持管理	13	施設の維持管理が効果的・効率的か	5
	安全対策	14	安全管理に対する方針が明確か	5
		14	事故の発生時における対応は適切か	
		14	防犯防災対策は万全か	
	情報保護	15	個人情報保護及び情報公開への対応について適切な措置がとられているか	5
	コンプライアンス（法律遵守）	16	公の施設の管理者にふさわしい法律遵守を確実に達成されるか	5
指定管理者の指定を受けようとする者が、本市の中小企業の振興に寄与する見本市、展示会等の誘致及び開催を支援する能力を有していること(10)	見本市、展示会等の誘致及び開催支援	17	見本市、展示会等の誘致及び開催に係る市の産業振興施策を理解しているとともに、当該施策を支援する能力を有しているか	5
		17	見本市、展示会等の誘致及び開催に係る提案事業は実現可能性があり、市の産業振興施策の推進に寄与するものであるか	5
			合計	100

採点方法

- ※1 配点欄ごとに「5点 大変良い」「4点 良い」「3点 普通」「2点 あまり良くない」「1点 悪い」を基準として5段階で評価する。
- ※2 納付金の評価は以下のとおりとする。
- ① 最も高い納付金額を提案した申請者に5点を付与する。
 - ② 他の申請者については、次式による点数(小数点以下四捨五入)を付与する。
(当該申請者の提案額) / (最高納付金提案額) × 5点
- ※3 事務局側で財務分析を委託し、その結果を選定委員会に提出する。